

多様な主体の連携促進事業

5年度予算案 40百万円（32百万円）

事業概要・目的

- 「ボランティア元年」と呼ばれる平成7年の阪神・淡路大震災では、全国から約140万人の人々がボランティアとして駆け付け、復旧・復興の大きな原動力として認識され、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に、行政が「ボランティアの環境整備に努める（平成7年改正）」、「連携に努める（25年改正）」旨が規定された。
- 近年、各地で発生している災害時においても、ボランティアや多様な専門技能を持つNPO等は大きな役割を果たしており、今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害への対応において、その重要性はますます高まっている。
- こうした現状に鑑み、被災者支援を円滑・効率的に実施するため、行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携の強化、更なる裾野の拡大等を推進しつつ、研修や訓練の実施等により多様な被災者支援主体間の連携をコーディネートする人材の育成を図る必要がある。
- 令和3年5月に「防災教育・周知啓発ワーキンググループ（災害ボランティアチーム）」で提言された『避難生活支援・防災人材育成エコシステム』の構築に向け、避難生活支援を担うボランティアの育成のためのスキルアップ研修や、ボランティアと地域とをマッチングするための仕組みを構築する必要がある。

事業イメージ・具体例

- (1) 大規模災害における多様な主体の連携推進調査
 - ・ 被災者一人ひとりに寄り添った支援を円滑に行うため、行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携体制を構築・強化するための実態調査及び研修会の実施する。
- (2) 防災ボランティア活動における調査等
 - ・ 行政・ボランティア・NPO等の間での意見交換等の場を設け、ボランティアの裾野拡大を推進する。
- (3) 防災・減災、国土強靱化新時代の実現に向けた「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築
 - ・ 避難生活支援分野においてスキルを持ったボランティアを育成するためのスキルアップ研修のカリキュラム内容等について、令和4年度に5地区で実施するモデル研修の結果を踏まえた再検討を進め、モデル研修を10地区程度に広げて実施する。
 - ・ 研修修了者の認定制度の創設やデータベース化、マッチングシステムの構築に向けた検討を実施する。

期待される効果

- 首都直下地震、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、多様な被災者支援主体間の連携体制の強化や、その連携を担う人材（コーディネート人材）を育成することで、平時から、応急・復旧、復興まで各フェーズにおける円滑・効率的なボランティア活動の推進及び各地域の防災力の向上が図られる。
- 避難生活支援分野におけるスキルを持ったボランティアを育成するためのスキルアップ研修を実施することで、個々のボランティアスキルの向上を図るとともに、避難生活環境の改善を図り、避難生活を要因とする災害関連死を減らしていく。

「避難生活支援リーダー／サポーター」研修モデル事業 公募要領

1. 令和5年度 「避難生活支援リーダー／サポーター」研修モデル事業

(1) 目的

近年、災害が激甚化・頻発化する中で、超高齢社会の我が国においては、災害関連死の増加が益々懸念されています。避難生活環境の向上は喫緊の課題であり、令和3年5月に有識者会議「防災教育・周知啓発ワーキンググループ（災害ボランティアチーム）」において取りまとめられた提言では、地域における意欲ある人材の発掘と育成等を通じて、避難生活環境を向上させることの必要性が指摘されました。この提言を踏まえ、内閣府では、令和3年10月に検討会を立ち上げ、避難生活支援に関する高いスキルを持ったNPOやその人材を地域で育成するための「避難生活支援リーダー／サポーター」研修実施に向けたカリキュラムの作成を行い、令和4年度から「避難生活支援リーダー／サポーター」研修を実施するモデル事業を実施してきたところです。

令和5年度についても、モデル事業の地区を拡大（10地区程度）して実施予定ですので、貴都道府県におけるモデル事業実施の希望について、添付の様式により回答いただきますようお願いいたします。

(2) 研修プログラム案（今後の検討により時間等に変更の可能性あり）

プログラム	形式	所用時間	備考
①オンデマンド講義	オンデマンドによる事前学習（いつでも受講可）	1コマ10分～20分程度 ×8コマ程度	視聴会形式も可
②対人コミュニケーション演習	実地演習	1日（10時～17時）	実際に避難所として使用される会場（体育館等）で実施
③避難所運営支援演習	実地演習	1日（10時～17時）	実際に避難所として使用される会場（体育館等）で実施

※②、③の演習は連日または近日中に実施することが望ましい（原則として連続する土日祝日に実施）

※開催日程については、実施自治体と内閣府で調整のうえ、決定する

※モデル研修であるため、実施自治体都合によるプログラムの変更は原則受け付けない

(3) 応募の要件

応募に際しては、以下の①～③の要件を満たしたうえで応募ください

①貴都道府県内の市町村と連携して、モデル研修を実施すること

（上記研修に加えて、貴都道府県内の防災に関する団体（例：日本赤十字社支部、防災士会支部、社会福祉協議会、災害中間支援組織等）と連携した研修についても、開催の可能性について検討・内閣府と調整を図ること）

※複数の市町村で応募することも可

②必要な参加者（30名～50名）を確保できること（上限50名とする）

③（4）で示す役割分担に応じた役割を果たせること

(4) 実施自治体と内閣府との役割分担

選定された際の実施自治体と内閣府（窓口は本事業を委託する委託業者）との役割・費用分担については、下記のとおりです。

※実施自治体内（都道府県、市町村）での役割・費用分担については、事前に都道府県と市町村で相談のうえ、分担すること

役割	役割・費用分担		備考
	実施自治体 【都道府県・市町村】	内閣府 (委託業者)	
プログラム作成		○	
開催要項作成	<協力>	○	基本フォーマットの作成は内閣府 独自の案内作成やチラシの印刷費等は実施自治体負担
テキスト作成・印刷		○	
参加者募集・名簿作成	○		
参加者との連絡	○	○	テキストや書類郵送等含めて実施自治体負担
講師調整		○	謝金・旅費等の支弁含めて内閣府負担
プレスリリース	△（必要な場合のみ）		
オンデマンド研修	<協力> (視聴会を実施する場合は実施自治体負担)	○ (教材及び動画の提供)	動画DVDは2枚まで内閣府から無償提供
演習会場確保	○		講師・事務局の昼食スペースも確保すること
当日資料の作成・印刷		○	
演習備品	机・椅子・プロジェクター・マイク等	○	関係者（オブザーバー）も多数参加するため、必要数確保すること
	避難所スペース再現のための資機材	○	費目、数量は下記参照
	その他運営会場にかかる諸経費	○	光熱費、暖房代（燃料代）、参加者への飲料代等を想定
	避難所演習に必要な備品		○

当日運営	会場設営	○	○	
	受付	○		
	取材対応	○	○	
	挨拶	○	○	1日目開会挨拶（都道府県・市町村）
	進行		○	
	撤収	○	○	
	参加者昼食	△（必要な場合のみ）		
	講師等昼食		○	
修了者への情報提供	○	○	防災に関する研修やイベント等の情報発信を行う	
登録者の名簿管理	○	○	参加者に上記の情報発信の他、有事の際に避難生活支援の依頼をするための名簿を管理する	

※その他、受講者に必要な配慮（障害者等に必要な合理的配慮含）については原則、実施自治体の負担とする

※参加者については、以下の要件を踏まえて募集すること

- ・定員は、30～50名程度（上限50名）。原則、すべての研修プログラムに受講していただくこと
- ・実施する自治体において、地域防災活動に関わりのある者だけでなく、災害時に地域で連携や協力を求めたい組織・団体・個人に積極的に呼びかけていただく

考えられる呼びかけ先は下記のとおり

町内会・自治会・自主防災組織等の地縁組織、消防団（女性消防団含む）、民生委員・児童委員、地域のボランティア団体、日赤ボランティア、高校生、大学生、専門学生、教員、青年会議所、生活協同組合・組合員、商工会議所・商工会会員企業、その他、自治体の「防災リーダー」養成講座等の市民ボランティア養成講座の受講者、地域福祉・防災に関心のある個人、防災意識の啓発に取り組んでいる団体や個人、指定避難所に指定されている小中学校のPTA関係者等

- ・ジェンダーバランス、年齢などが偏らないような配慮すること
- ・定員枠を超えて他市町村行政職員や関係団体の役職員が参加することは差し支えない（ただし、実施自治体にて準備や対応を行うこと）
- ・また、今後自治体での取組の担い手となっていただくことを見据え、日頃から自治体において関わりのある防災関係者等に参加を呼びかけることが望ましい

※演習会場については、以下の要件を踏まえて確保すること

- ・8:00～18:00の間で確保できる会場（設営と撤収を含む／研修時間は10:00～17:00を想定）
- ・演習前日の夕方に設営ができることが望ましい
- ・演習等が実施できる十分な広さのある会場（1グループ6人、10グループ程度＋避難所スペースの設置、令和4年度実績で、500㎡以上（または隣接する研修会場200㎡×2部屋）あると望ましい）

- ・ 実際災害時に避難所となる体育館・公民館等が望ましい
- ・ 研修会場と別に講師等の控室（10名程度が利用／飲食可）が確保できる会場（同施設内が望ましい）
- ・ 受講者の駐車場を確保できる会場又は、公共交通機関で参加できる会場
- ・ 換気が十分にできる会場（新型コロナウイルス感染症対策）
- ・ 机（1.8m×0.5m程度）50台、椅子100脚の用意があること（会場既存備品で確保できない場合は、レンタル業者に発注する等して準備すること）
- ・ 音響設備については会場の設備では対応が難しい場合には、内閣府にて準備する
- ・ 会場の床を養生する必要がある場合は、実施自治体にて準備ください（養生シートやブルーシートの手配合）

※避難所スペース再現のための資機材について

- ・ 段ボールベッド（2セット）、パーティション（2セット）、日本赤十字社安眠セット（2セット）
- ・ ブルーシート（3.6m×3.6m以上を3枚以上）

（5）モデル事業実施スケジュール

時期	内容
4～5月頃	○実施自治体、内閣府との打合せ →演習日程の調整
演習の3ヶ月前	○実施自治体、内閣府との打合せ →参加者募集
演習の1～2か月前	・ 参加者名簿の作成 ○オンデマンド講義の配信 ・ 演習会場の下見・打合せ
演習（2日間）	演習実施
後日	○実施自治体、内閣府との振り返り会

2. 応募方法

（1）応募書類の作成

- ① 応募書類は別添の様式「避難生活支援リーダー／サポーター」研修モデル事業応募用紙を使用して作成することとする。（参考資料の別添は可）
- ② 応募書類は、次の点に留意し作成すること。
 - ・ 原則として、編集可能なword形式で作成すること。
 - ・ 電子データのファイル名は、【行政順No. + 都道府県名】を記載にすること。

(2) 応募書類の提出

①提出方法

各都道府県は、下記 E-mail アドレス宛に、送信すること。

・各都道府県から内閣府へ送信するメールの題名は、

【都道府県名】「避難生活支援リーダー／サポーター」モデル事業応募書類の提出について
とすること。

②提出先及びアドレス

宛 先 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付 藤本、駒井、木南
E-mail

(3) 応募期限

令和5年3月●日（●）17:00まで

3. 選定

(1) 方針

「避難生活支援リーダー／サポーター」モデル研修は、各自治体において継続的に取組が実施されることを期待していることから、令和6年度以降の各都道府県内における展開予定等については、選定に向けた重要な判断材料とする。また、地域バランスにも配慮して選定する。

(2) 結果の通知（予定）

選定終了後、3月末までに選定結果を通知する。

4. スケジュール

3月●日（●）	公募開始
3月●日（●）	都道府県担当者オンライン説明会（※事後、動画配信予定）
3月●日（●）	公募締切（応募書の提出期限）
3月中旬～下旬	審査・選定
4月～5月	事業開始（打合せ等）
令和5年4月から令和6年3月まで ^注	事業実施期間

5. 問い合わせ

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付 藤本、駒井、木南
TEL

令和5年 月 日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当） 殿

都道府県名
担当部局長職・氏名

「避難生活支援リーダー／サポーター」研修モデル事業への応募について

令和5年度「避難生活支援リーダー／サポーター」研修モデル事業の実施を希望しますので、次のとおり提案します。

【基礎情報】

都道府県名	
担当部局名	
(ふりがな) 担当者役職・氏名	
担当者連絡先	TEL. MAIL.
都道府県における類似研修の 実施有無	あり ・ なし ※ありの場合、その概要がわかる資料（開催要項／研修プログラム等）を添付ください

【応募内容】

実施先市町村名	
実施先市町村概要	人口：約 万人 過去10年以内の災害救助法の適用経験： あり ・ なし 過去10年以内の避難所開設経験： あり ・ なし 実施先とした理由：
連携先市町村名 (参加呼びかけ予定の市町村等)	
連携先関係団体名 (参加呼びかけ予定の団体等)	
今後の都道府県内（または 実施市町村内）での展開に ついて考えていること	
【備考】 (その他応募にあたって考えて いること等)	

※実施希望の市町村が複数ある場合は、上記の内容をコピーして提出すること

来年度のスケジュール(案)

